

京都市告示第110号

無鄰菴の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例第4条ただし書及び同条例施行規則第1条ただし書の規定に基づき、供用時間、入場受付時間及び供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成28年 4月21日

京都市長 門川 大作

1 供用時間及び入場受付時間の変更

(1) 平成28年4月20日から同年6月30日まで

供用時間に午前8時30分から午前9時まで及び午後5時から午後6時までを、入場受付時間に午前8時30分から午前9時まで及び午後4時30分から午後5時30分までを追加する。

(2) 平成28年7月1日から同年8月31日まで

供用時間に午前7時30分から午前9時まで及び午後5時から午後7時までを、入場受付時間に午前7時30分から午前9時まで及び午後4時30分から午後6時30分までを追加する。

(3) 平成28年9月1日から同年10月31日まで

供用時間に午前8時30分から午前9時まで及び午後5時から午後6時までを、入場受付時間に午前8時30分から午前9時まで及び午後4時30分から午後5時30分までを追加する。

(4) 平成28年11月1日から同月30日まで

供用時間に午前7時30分から午前9時まで及び午後5時から午後6時までを、入場受付時間に午前7時30分から午前9時まで及び午後4時30分から午後5時30分までを追加する。

(5) 平成28年12月1日から同月29日まで及び平成29年1月1日から同年3月31日まで

供用時間に午前8時30分から午前9時までを、入場受付時間に午前8時30分から午前9時までを追加する。

2 臨時開場をする日

平成29年1月1日から同月3日まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)